

こどもの貧困対策

1 教育の支援

- こどもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学校教育による学力の保障とともに、地域全体で教育を支える総合的な対策を推進します。

2 生活の支援

- ひとり親家庭の自立を支援する事業やこどもに関する悩みの相談に対応する事業を推進します。また、生活困窮者自立支援事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

3 保護者に対する就労の支援

- 子育て家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者の仕事の確保等、職業生活の安定と向上のための支援に努めます。

4 経済的支援

- 子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な法制度に基づく支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

【主な事業と概要】

事業	事業概要
土曜チャレンジスクール	小学3年～6年に対し、地域指導者や町出身の大学生が講師となり、学力の定着を図るための取組を行っており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
こども未来塾	中学生へ定期テストの時期を中心として自学自習スタイルで勉強に取り組み、わからないところを学習支援員が個別に支援を行っています。また、学習だけでなく、小学生の稲作体験や星空観察体験、坐禅体験など体験活動も実施しており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
一人親家庭等児童入学・卒業祝金	ひとり親家庭等(母子家庭及び父子家庭等)の児童及び遺児の小学校の入学・卒業時、中学校の卒業時に、一定額(一人につき小学校入学時5,000円、小学校卒業時10,000円、中学校卒業時10,000円)を支給しています。今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
生活困窮者自立支援事業の実施	ハローワークや社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援事業を実施しており、今後も継続実施を図ります。
子どもの医療費助成	入院・通院ともに18歳年度末まで無償、三重県と愛知県の協力医療機関で現物給付を行っており、今後も継続実施を図ります。
すこやか赤ちゃん出産祝金	健やかにこどもを産み育てる環境づくりの一環として、お子さまが生まれた家庭に出産祝い金を給付します。(第1子30,000円、第2子50,000円、第3子以降70,000円)

第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月発行

発行者：木曽岬町 編集：木曽岬町子ども・健康課 電話：0567-68-6119



第3期 木曽岬町

子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

概要版

こどもたちの夢を育て、
子育てにやさしいまち・きそさき



令和7年3月
木曽岬町

計画が目指すもの

1 基本理念

- 本町は、令和2年3月に“子育ての『輪』がひろがるまち・きそさき”を基本理念とする「第2期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～6年度)を策定し、こどもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、産前・産後のサポート、木曽岬こども園等を通じた教育・保育の提供と子育て支援、保護者の経済的負担の軽減策をはじめ、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない様々な施策・事業の展開に努めてきました。
- そして、本町の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や町民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- 本計画は、『こどもたちの夢を育て、子育てにやさしいまち・きそさき』を基本理念として設定し、こどもたちが夢や希望を持って健やかに成長し、安心してこどもを産み育てることのできるまちを目指します。

【基本理念】

こどもたちの夢を育て、子育てにやさしいまち・きそさき

2 基本目標

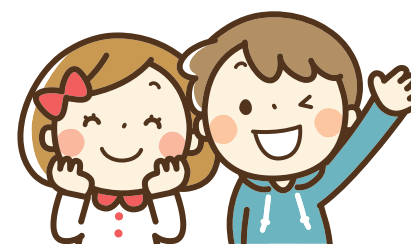
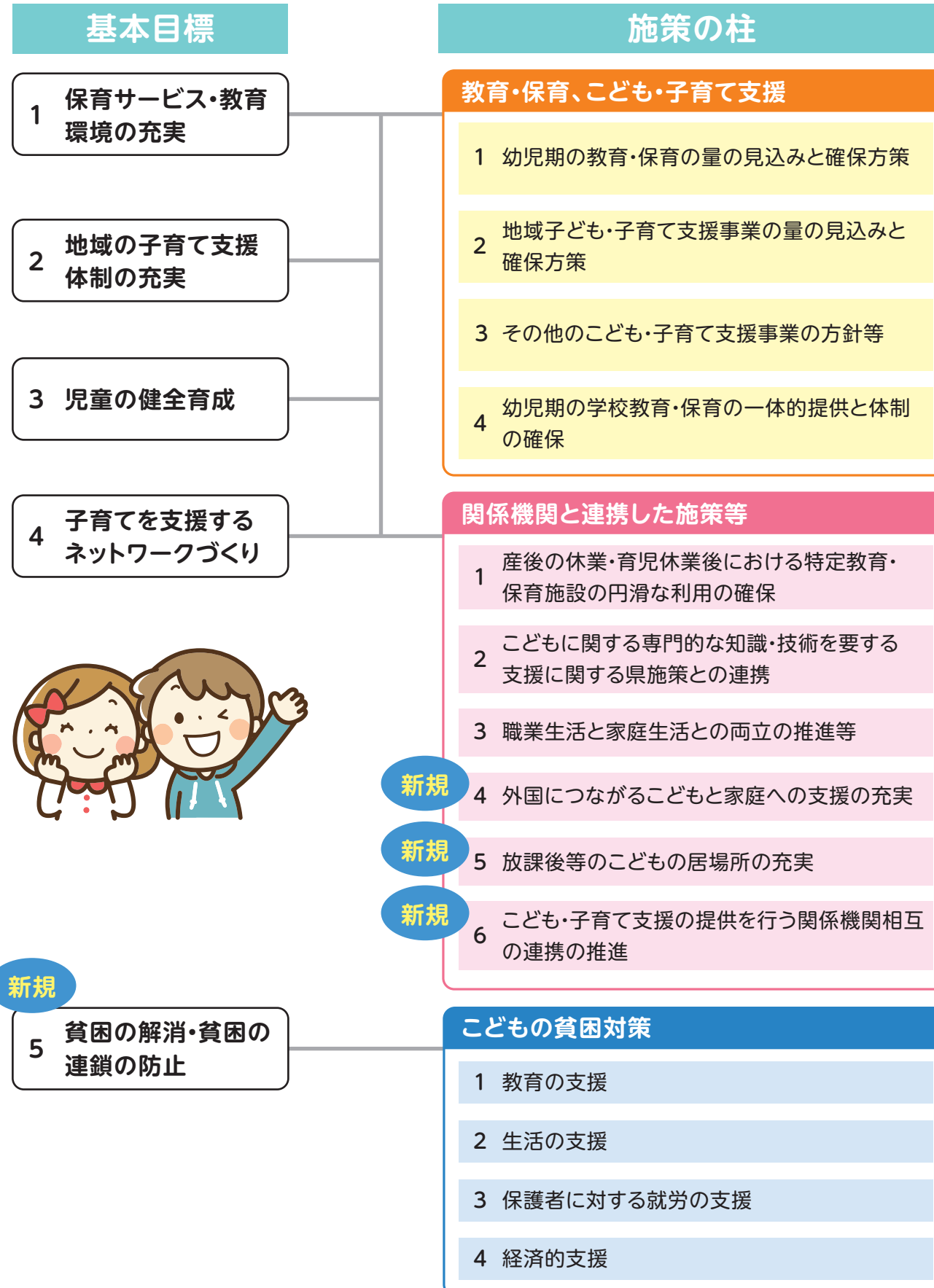
- 本計画の基本目標は、第2期計画を継承しつつ、こどもの貧困対策に関わる目標を追加した5つの基本目標を設定します。

【基本目標】

- 1 保育サービス・教育環境の充実
- 2 地域の子育て支援体制の充実
- 3 児童の健全育成
- 4 子育てを支援するネットワークづくり
- 5 貧困の解消・貧困の連鎖の防止 **新規**



施策の展開



教育・保育、こども・子育て支援

- 課題に応じた教育・保育、こども・子育て支援に関する事業を展開します。
- 本町では、幼児期の学校教育・保育について、令和元年度からは認定こども園1園(木曽岬こども園)による提供体制となっており、引き続き、保護者の多様なニーズに対応しつつ、教育・保育の一体的提供を図ります。木曽岬こども園は、0歳6か月から入園可能であり、今後も乳児保育を提供できるよう、保育士等必要な体制を確保します。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の推進にあたっては、質の向上が図られるよう、職員へ研修等を実施し、専門性を有する職員が中心となり適切な指導及び助言などを行います。
- 結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を推進するとともに、外国につながるこども(国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこども)の増加を踏まえて、すべてのこどもがより良い園生活を送れるよう支援に努めるほか、保護者への相談支援に努めます。
- 木曽岬町子ども支援プロジェクト会議を設置し、保健・福祉・教育との連携強化をはかるとともに、地域の組織、団体との支援体制を構築し、環境を整えます。

【課題別・こどもの成長段階等別の主な事業】(★は、新規事業)

課題			こどもの成長段階等(親を含む)に応じた事業							
課題			妊娠前・妊娠中	0～3か月児	4か月～1歳児	1・2歳児	3歳～就学前	小学生	中学生～	
相談支援体制・訪問支援の強化			利用者支援事業(★こども家庭センター)							
	妊婦等包括相談支援事業									
			乳児家庭全戸訪問事業							
			養育支援訪問事業							
		★子育て世帯訪問支援事業								
親子やこども同士、保護者同士の交流のさらなる促進			地域子育て支援拠点事業(子育てサロン等)							
教育・保育、子育て支援事業の充実	幼児期の教育・保育の充実	木曽岬こども園における教育・保育								
		実費徴収に係る補足給付を行う事業								
	預かり等の充実						一時預かり事業			
							病児保育事業			
		子育て短期支援事業(ショートステイ事業)								
		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)								
		★乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)								
	健康・発達等の支援	妊婦健康診査								
			産婦健康診査							
			妊産婦歯科健康診査							
			産後ケア事業(ショートステイ型・デイサービス型)							
			乳幼児健康診査(1か月児、4か月児、10か月児)							
								1歳半健康診査		
								3歳児健康診査		
		こどもの発達支援事業								
		のびのび指導室及び母乳育児相談								
							すこやか相談及び歯つびい指導室			
							個別フッ素塗布			
		チャイルドケア講座								
		もぐもぐ教室								
						すくすくひろば				
	予防接種									
思春期保健対策、次代の親づくり								赤ちゃんふれあいセミナー		
								思春期コミュニケーション講座		
不妊に悩む方への支援	特定不妊治療費助成事業(先進医療)(回数追加)									
	不育症治療費助成事業									
放課後等のこどもの居場所の充実			放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)							
			ホリデー教室(放課後子ども教室)							
			みんなの居場所事業・みんなで食堂事業							



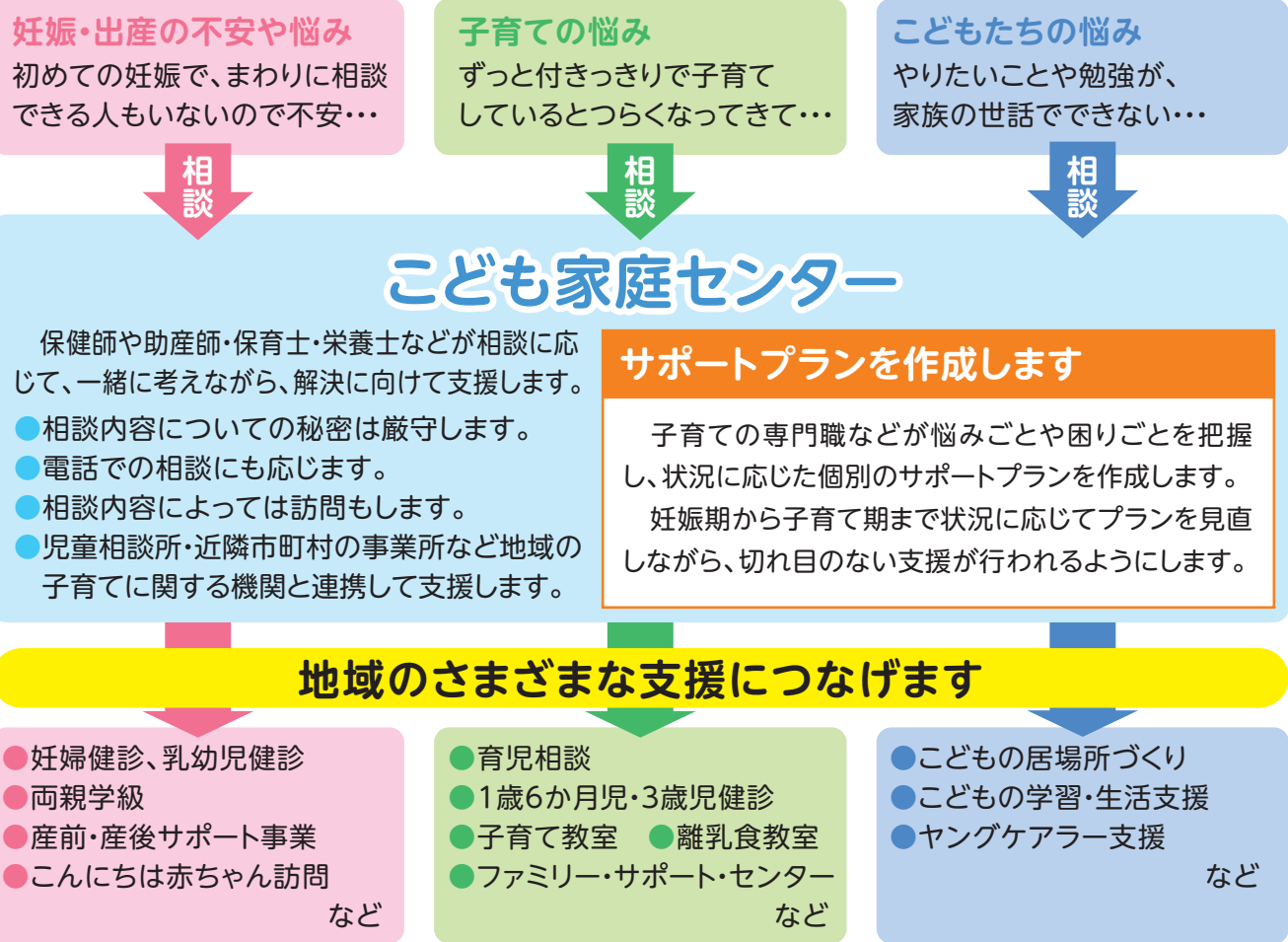


新規事業について

●改正児童福祉法(令和6年4月施行)に基づく「こども家庭センター」の設置をはじめ、次の新規事業を実施します。

事業	事業概要
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までの専門相談窓口機能(母子保健機能+児童福祉機能)を強化するため「こども家庭センター」を令和7年4月1日に設置します。 全ての妊産婦や支援を必要とするこども、子育て家庭にサポートプランを作成し、切れ目ない支援につなげるためのマネジメント等を行います。 また、充実したサービスを提供するために地域資源の開拓に努めます。

こども家庭センターのイメージ図



事業	事業概要	対象年齢等
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業です。	認定こども園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事・育児支援や養育支援、相談・助言等を行う事業です。	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等

関係機関と連携した主な施策等

- 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保**
 - 木曽岬こども園では、0歳6か月からの保育を実施しており、今後も利用を希望する保護者が円滑に利用できるよう、新設するこども家庭センター等を通じた相談支援の充実に努めます。
- こどもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携**
 - (1) 児童虐待防止対策**
 - こども相談センター、要保護児童対策地域協議会(CAPきそさき会議)と学校、こども園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見と早期対応に取り組むとともに、不登校児やヤングケアラーについての啓発や相談支援について推進を図ります。
 - (2) 障がい児や医療的ケア児等への施策**
 - 県の専門機関や児童発達支援センター、近隣市町村の事業所等と連携しつつ、障がい児や医療的ケア児等への支援を図るとともに、木曽岬こども園や放課後児童クラブにおいて、障がい児や医療的ケア児の受け入れに努めるなど、障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)に努めます。
- 職業生活と家庭生活との両立の推進等**
 - 町民へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を進めるため、家庭や地域、企業の理解と協力を求めるとともに、男性の育児参加を支援し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めます。
- 外国につながるこどもと家庭への支援の充実**
 - 地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、町内で安心して出産や子育てができるよう、行政サービスの多言語化・多文化対応とともに、こどもも含めた外国人住民の生活課題の把握に努めつつ、町内の関係機関・団体等と連携を図り、きめ細やかな生活支援に努めます。
- 放課後等のこどもの居場所の充実**
 - 「学童保育所」や「ホリデー教室(放課後子ども教室)」を通じて、こどもの身近な居場所を提供するとともに、木曽岬町社会福祉協議会(ふれあいの里)にて小中学校の長期休業期間中に実施している「みんなの居場所事業」および「みんなで食堂事業」とも連携をして充実に努めます。
- こども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進**
 - こどもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「木曽岬町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。